

令和7年度沖縄県NPO等支援個別相談事業 委託業務契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、令和7年度沖縄県NPO等支援個別相談事業の委託に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は令和7年度沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務企画提案募集要項に基づき、乙が企画提案した事業を乙に業務委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙「仕様書」に従い、日本国の法令を遵守し、契約を履行しなければならない。

3 前項の業務仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は次のとおりとする。

契約締結日から令和8年3月26日まで。

（委託料）

第3条 委託料は、金_____円とする。（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額_____円）

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として契約金額の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に定める各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（実施計画書）

第5条 乙は、第1条に基づき実施する事業について、事業内容、実施スケジュール、実施方法、実施体制等について記した実施計画書を、契約締結の日から14日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、乙が提出した実施計画書の内容について、必要と認めた場合は、その変更を乙に指示することができる。

（受託者の注意義務）

第6条 乙は、善良な管理者の注意をもって受託業務を処理するものとする。

（再委託の制限）

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせて

はならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の企画提案参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は請負わせる場合はこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(委託業務の報告等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託業務内容の変更)

第9条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(違約金)

第10条 甲は、乙が履行期間内にその委託義務を完了しないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し、年2.5%の割合の違約金を徴収する。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

- 2 前項の違約金は、委託料支払いのときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙が契約期間内に委託業務を完了しないとき又は契約期間内に委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

- (2) 乙が正当な事由なく契約の解除を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 乙の故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (5) 乙が次に挙げた一に該当する場合、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違反金として①契約保証金を取得し返還の義務を負わない。②契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

※契約保証金を納付している場合は①、免除している場合は②

3 甲は第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

4 甲は、第1項各号の規定に該当しなくてもやむを得ない理由があるときは、契約を解除し、その履行を中止させ、又はその一部を変更することができる。

5 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（第1項第5号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

6 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請

負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第 12 条 委託業務に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

(委託料の概算払い)

第 13 条 甲は、委託料について、乙の請求により必要があると認められる金額については、委託料の 9 割を超えない範囲で概算払いをすることができる。

2 乙は、前項の概算払いを請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

(委託業務実績報告書等の提出及び検査)

第 14 条 乙は、業務が完了したときは、速やかに委託業務実績報告書及びその他の成果物を提出し、その検査、確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の報告書等の提出を受けたときは、その報告に係る業務が、本契約の内容に適合するものであるかの検査を行う。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、速やかに自己の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の額の確定)

第 15 条 甲は、第 14 条の規定により乙から報告を受けたときは、遅滞なく当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。

3 乙は、第 1 項の通知を受けたときに委託料精算払請求書を提出することができ、甲は、委託料精算払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うこととする。

(過払金の返還)

第 16 条 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の委託料の確定額を超える場合、甲の指示に従って過払金を返還するものとする。

(著作権)

第 17 条 乙が、この委託業務により取得した著作権は、全て甲が継承するものとする。

2 乙は、著作権法第 17 条に基づき享有する著作者人格権を行使しないものとする。

(成果品の帰属)

第 18 条 委託業務の成果品の帰属については、原則として甲に帰属する。

2 前項に関わらず、成果品並びにその派生効果がより広く県民に還元されると甲が

認める場合には、乙に帰属させることができる。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、本契約による作業の一切（甲により開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(罰則)

第 21 条 乙は、前条の規定に違反した場合、個人情報の保護に関する法律の規定による罰則を受けるものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 22 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(疑義等の処理)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所 _____

氏名 _____

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの

写し)

(8) 再委託の相手方の監督方法 (監督責任者の氏名を含む。)

- 3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書 (情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面) を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるも

のとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注） 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。